

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）

－動的機能保持に関する評価－

平成29年11月15日
原子力規制庁

1. 意見募集の実施状況とその対応について

意見募集の実施状況

① 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正（案）に対する意見募集（行政手続法に基づく意見募集）

- 1) 意見募集の期間 : 平成29年9月21日～10月20日
- 2) 意見募集の方法 : 電子メール、郵送、FAX
- 3) 御意見数 : 1件（1通）

② 耐震設計に係る工認審査ガイドの一部改正（案）に対する意見募集（任意の意見募集）

- 1) 意見募集の期間 : 平成29年9月21日～10月20日
- 2) 意見募集の方法 : 電子メール、郵送、FAX
- 3) 御意見数 : 2件（2通）

①及び②に対する御意見に関する考え方については、別紙1のとおり。

2. 今後の対応について

上記を踏まえ、以下について委員会決定をお願いしたい。

① 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について（別紙2-1）

② 耐震設計に係る工認審査ガイドの一部改正について（別紙2-2）

③ 施行日は原子力規制委員会決定の日とする。

施行日前に既に新規基準適合性に係る工事計画の認可を受けた実用発電用原子炉施設に対する改正後の解釈及びガイドの適用については、平成30年11月30日まではなお従前の例による。ただし、当該施設の設置者は、当該工事計画に本改正の内容に係る記載を加えるため、平成30年11月30日までに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9の規定に基づく工事計画の認可又は変更の認可を受けるものとする。

[別紙及び参考]

- 別紙 1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正
(案) についての御意見とそれに関する考え方
- 別紙 2 - 1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について
- 別紙 2 - 2 耐震設計に係る工認審査ガイドの一部改正について
- 参考 1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正並びにそれらの意見募集について (案) (動的機能保持に関する評価) (平成 29 年 9 月 20 日原子力規制委員会資料 5 抜粋)

※ 資料中の赤字部分は、意見募集における案からの変更箇所を示す。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正（案）についての御意見とそれに関する考え方

No.	御意見等（原文）	考え方
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正（案）についての御意見とそれに関する考え方		
1	<p>実用発電用原子炉等に関する基準の改正案について</p> <p>(1) 今回の規制改正案について、設備対応には至っていないと思われる。それは、現在の設計評価の考え方に問題点がない存在していないことを意味するのではありませんか。そうであれば、規制要求を書き換える必要性は乏しいと考えます。</p> <p>(2) 動的評価の詳細について説明を求めることを明記するのが、規制改正案の趣旨と考えられます。一方で、評価方法の説明を求めることは規制基準（要求？）として当たり前の話であって、明文化する必要性がわかりません。加えて、原子力委員会からは、審査の考え方として、新規性のある手法を用いる場合には、その妥当性の説明を求める、と解釈できる文書（通達でしょうか？）が公開されていたと思います。つまり、説明要求については、既に手当てがなされているのであって、今回は、電力会社と規制側とで、新規性の捉え方というか、要説明項目について、認識が整えられていなかっただけであって、それをもって規制改正が必要とするのは、大きな違和感を覚える対応と考えます。</p>	<p>今回の改正に係る背景及び経緯は、平成 29 年第 38 回原子力規制委員会 資料 5 のとおり、原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版（以下「JEAG4601」という。）の適用範囲と大きく異なる場合の検討の方法、及び地震応答解析結果の応答加速度が既往研究で機能維持の確認がなされた入力又は応答加速度（機能確認済加速度）を上回る場合の検討の方法が、JEAG4601 において明確になっていない動的機器があり、従前の審査においては、これらに対する標準的な確認方法を明らかにしていなかったことによるものです。</p> <p>このため、平成 29 年 7 月 20 日第 488 回の原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（以下「審査会合」という。）、同年 8 月 3 日第 492 回審査会合及び同年 8 月 10 日第 495 回審査会合において、動的機器の耐震性評価方法を審議し、動的機器の機能維持について評価する方法を確認しました。今回の改正は、審査経験を通じて明らかになった工事計画の審査における確認方法について、技術基準適合性を判断するための一つの方法として明確化することが適切であると考え、技術基準規則の解釈などを改正するもの</p>

(3)(1)、(2)を抜きにしましても、評価方法の妥当性は、新しい知見が得られれば、それに基づく、従来とは違う観点からの説明が必要になるのが至極当然の流れだと思います。今の時点では「構造、動作原理等」が主たる項目なのかもしれませんが、今後、そうしたものが変わる可能性があるのでは。あるいは、より重要な項目が見出だされる可能性があるのでは。そうした時に、都度、規制の内容を変えるのですか？ それでは、新しい知見を取り込んで安全性を高めていく、との、今の規制の考え方を実現しにくいではありませんか？ (2)で書いてしまいましたが、原子力委員会の通達(?)は、抽象的ながらも幅広い視点で説明を求めていく根拠として十分通用すると思います。今回の「解釈」の改正が必要であることについて、論拠があるとは思えません。むしろ、特定分野にやたらとこだわっている様な印象を持ちます。にもかかわらず、(1)で書いたように、実際の設備対応につながっていないのであれば、そのこだわりが安全確保上重要なものであるという根拠が不明確です。

以上のように、今回の改正案については、その必要性に大きな疑問を持ちます。本当に、安全性を確保する上で、今の要求は足りていないのですか？

です。

今後も審査経験を通じて規則の解釈などに反映すべき事項が明らかになれば、これらの改正を含め、必要な対応を実施していきます。

以上を踏まえ、原案のとおりとします。

耐震設計に係る工認審査ガイドの一部改正（案）についての御意見とそれに関する考え方

No.	御意見等（原文）	考え方
耐震設計に係る工認審査ガイドの一部改正（案）についての御意見とそれに関する考え方		
5 2	<p>複数箇所 一定の余裕を見込んで評価すること。 既往の研究等において試験等により妥当性が確認されている設定等を用いること。 とある 一定の意味が曖昧すぎる 基準値の3倍 など一定の範囲を明確に規定すべきである さらに 研究等 試験等 と極めてあいまいな規程がされている 研究や試験といっても極めて信頼性の低いものがある さらに等として範囲をさらに曖昧にしている これらについても厳格に規定すべきである 例 国内もしくは米国 EU の基準に取り入れられている知見に限定する 等</p>	<p>配管の地震応答の「一定の余裕」については、発電所ごとの地震条件に基づいて考慮することから、基準等で定めるのではなく、個別の審査の中で適切な設定がなされていることを確認します。 なお、平成29年8月10日第495回審査会合（関西電力株式会社大飯発電所第3・4号機及び九州電力株式会社玄海原子力発電所第3・4号機の工事計画認可申請に係る審査）において、JEAG4601に規定している動的機器に関する耐震設計評価手法の適用に当たって、配管で支持された弁の動的機能維持評価については、当該配管の地震応答により、当該弁に係る評価用加速度の増加が考えられることから、事業者が、JEAG4601に基づきその影響を見込み、地震応答解析によって得られる応答加速度に1.2倍の増加を考慮していることを確認しました。 また、「研究等」や「試験等」については、基準類や解析と試験の併用など、必ずしも研究や試験に限定するものではないことから、このような記載とします。なお、研究等、試験等の適用性については個別の審査の中で確認します。 以上を踏まえ、原案のとおりとします。</p>

<p>3</p> <ul style="list-style-type: none">・新旧対照表の改正案欄の 4. 6. 2(1)、4. 6. 2(2)において新たに追加された「なお書き」は、(1)と(2)のそれぞれの改正部分の記載を比較すると、両者のそれが同一ではないが、その違いは何を意味しているのですか？・新旧対照表の改正案欄の 4. 6. 2(2)の 4 行目の述語「超えていない」の主語(「機器の地震応答解析結果の応答値」?)を追記したほうが、適当と思います。・新旧対照表の改正案欄の 4. 6. 2(3)の 1 行目「当たっては」は、他の記載箇所(3. 4. 1(1)丸数字 3 の 1 行目)での記載と整合をとって、「あたっては」と記載したほうが、適当です。・新旧対照表の改正案欄の 4. 6. 2(3)の 6 行目「評価項目が評価基準値を」は生硬な表現なので、たとえば「評価項目において評価結果の値が評価基準値を」などと記載したほうが、理解がより容易になると思います。	<ul style="list-style-type: none">・JEAG4601 は、一部を除き鉛直方向の機能確認済加速度の設定などについて規定がないため書き分けたものですが、御指摘を踏まえ、(1) 水平方向及び(2) 鉛直方向ともに以下のように修正します。 「なお、弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは、当該機器については、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこと。」・御指摘を踏まえ「機器の地震応答解析結果の応答値が」を追記します。・本ガイドにおいては、「当たっては」で統一を図っていることから、原案のままとします。なお、御指摘いただいた 3. 4. 1(1)丸数字 3 の 1 行目の「あたっては」については「当たっては」と修正します。・御指摘を踏まえ「当該分析に基づき抽出した評価項目ごとに評価を行い、評価基準値を超えていないこと。」と修文します。
--	---

(案)

改正 平成 29 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管 P 発第 1306193 号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 月 日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に既に新規制基準適合性に係る工事計画の認可を受けた実用発電用原子炉施設に対するこの規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の適用については、平成 30 年 月 日までは、なお従前の例による。ただし、当該施設の設置者は、当該工事計画に本改正の内容に係る記載を加えるため、平成 30 年 月 日までに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 の規定に基づく工事計画の認可又は変更の認可を受けるものとする。

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 5 条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第 1 項の規定は、設置許可基準規則第 4 条第 1 項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設計基準対象施設が、設置許可基準規則第 4 条第 2 項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>2 第 2 項の規定は、設置許可基準規則第 4 条第 3 項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、耐震重要施設が、設置許可基準規則第 4 条第 3 項の基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p><u>3 動的機器に対する「施設の機能を維持していること」とは、基準地震動による応答に対して、当該機器に要求される機能を保持することをいう。</u> <u>具体的には、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行うこと、既往研究で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認することをいう。</u></p> <p><u>4・5</u>（略）</p>	<p>第 5 条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第 1 項の規定は、設置許可基準規則第 4 条第 1 項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設計基準対象施設が、設置許可基準規則第 4 条第 2 項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>2 第 2 項の規定は、設置許可基準規則第 4 条第 3 項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、耐震重要施設が、設置許可基準規則第 4 条第 3 項の基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>（新設）</p> <p><u>3・4</u>（略）</p>

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管P発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第5条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第1項の規定は、研開炉設置許可基準規則第4条第1項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、<u>設計基準対象施設</u>が、研開炉設置許可基準規則第4条第2項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>2 第2項の規定は、研開炉設置許可基準規則第4条第3項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、<u>耐震重要施設</u>が、研開炉設置許可基準規則第4条第3項の基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p><u>3 動的機器に対する「施設の機能を維持していること」とは、基準地震動による応答に対して、当該機器に要求される機能を保持することをいう。具体的には、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行うこと、既往研究で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認することをいう。</u></p> <p><u>4</u> （略）</p>	<p>第5条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第1項の規定は、研開炉設置許可基準規則第4条第1項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、<u>設計基準発電用原子炉施設</u>が、研開炉設置許可基準規則第4条第2項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>2 第2項の規定は、研開炉設置許可基準規則第4条第3項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、<u>設計基準発電用原子炉施設</u>が、研開炉設置許可基準規則第4条第3項の基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>（新設）</p> <p><u>3</u> （略）</p>

(案)

改正 平成 29 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

耐震設計に係る工認審査ガイド(原管地発第 1306195 号)の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

原子力規制委員会

耐震設計に係る工認審査ガイドの一部改正について

耐震設計に係る工認審査ガイドを別添新旧対照表のように改める。

附 則

この規程は、平成 29 年 月 日から施行する。

耐震設計に係る工認審査ガイドの一部改正について 新旧対照表

○耐震設計に係る工認審査ガイド（原管地発第 1306195 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>3.4.1 地震応答解析手法及び地震応答解析モデル</p> <p>【審査における確認事項】</p> <p>建物・構築物—地盤連成系の地震応答解析においては、適切な地震応答解析手法及び地震応答解析モデルを設定していることを確認する。</p> <p>【確認内容】</p> <p>地震応答解析手法及び地震応答解析モデルについては以下を確認する。</p> <p>(1) 地震応答解析手法</p> <p>①、② （略）</p> <p>③ 地震応答解析手法の設定に<u>当たっては</u>、手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な手法を選定すること。ここで、地震応答解析手法及び地震応答解析モデルの妥当性の検討においては、地震観測記録や精緻・詳細な解析に基づく検討結果等に基づいて妥当性の検討及び評価を行っていること。</p> <p>4.6.2 動的機能</p> <p>【審査における確認事項】</p> <p>Sクラスの施設を構成する主要設備又は補助設備に属する機器のうち、地震時又は地震後に機能保持が要求される動的機器については、基準地震動 S_s を用いた地震応答解析結果の応答値が動的機能保持に関する評価基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>【確認内容】</p> <p>動的機能については以下を確認する。</p> <p>(1) 水平方向の動的機能保持に関する評価については、規制基準の要求事項に留意して、機器の地震応答解析結果の応答値が JEAG4601 の規定を参</p>	<p>3.4.1 地震応答解析手法及び地震応答解析モデル</p> <p>【審査における確認事項】</p> <p>建物・構築物—地盤連成系の地震応答解析においては、適切な地震応答解析手法及び地震応答解析モデルを設定していることを確認する。</p> <p>【確認内容】</p> <p>地震応答解析手法及び地震応答解析モデルについては以下を確認する。</p> <p>(1) 地震応答解析手法</p> <p>①、② （略）</p> <p>③ 地震応答解析手法の設定に<u>あたっては</u>、手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な手法を選定すること。ここで、地震応答解析手法及び地震応答解析モデルの妥当性の検討においては、地震観測記録や精緻・詳細な解析に基づく検討結果等に基づいて妥当性の検討及び評価を行っていること。</p> <p>4.6.2 動的機能</p> <p>【審査における確認事項】</p> <p>Sクラスの施設を構成する主要設備又は補助設備に属する機器のうち、地震時又は地震後に機能保持が要求される動的機器については、基準地震動 S_s を用いた地震応答解析結果の応答値が動的機能保持に関する評価基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>【確認内容】</p> <p>動的機能については以下を確認する。</p> <p>(1) 水平方向の動的機能保持に関する評価については、規制基準の要求事項に留意して、機器の地震応答解析結果の応答値が JEAG4601 の規定を参</p>

考に設定された機能確認済加速度、構造強度等の評価基準値を超えていないこと。なお、弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは、当該機器については、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこと。また、適用条件、適用範囲に留意して、既往の研究等において試験等により妥当性が確認されている設定等を用いること。

- (2) 鉛直方向の動的機能保持に関する評価については、規制基準の要求事項に留意して、機器の地震応答解析結果の応答値が水平方向の動的機能保持に関する評価に係る JEAG4601 の規定を参考に設定された機能確認済加速度、構造強度等の評価基準値を超えていないこと。なお、弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは、当該機器については、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこと。また、適用条件、適用範囲に留意して、既往の研究等において試験等により妥当性が確認されている設定等を用いること。
- (3) 上記(1)及び(2)の評価に当たっては、当該機器が JEAG4601 に規定されている機種、形式、適用範囲等と大きく異なる場合又は機器の地震応答解析結果の応答値が JEAG4601 の規定を参考にして設定された機能確認済加速度を超える場合（評価方法が JEAG4601 に規定されている場合を除く。）については、既往の研究等を参考に異常要因分析を実施し、当該分析に基づき抽出した評価項目ごとに評価を行い、評価基準値を超えていないこと。また、当該分析結果に基づき抽出した評価部位について、構造強度評価等の解析のみにより行うことが困難な場合には、当該評価部位の地震応答解析結果の応答値が、加振試験（既往の研究等において実施されたものを含む。）により動的機能保持を確認した加速度を超えないこと。

考に設定されている評価基準値を超えていないこと。

- (2) 鉛直方向の動的機能保持に関する評価については、規制基準の要求事項に留意して、水平方向の動的機能保持に関する評価に係る JEAG4601 の規定を参考に設定している評価基準値を超えていないこと。既往の研究等において試験等により妥当性が確認されている設定等を用いる場合は、適用条件、適用範囲に留意すること。

(新設)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の 解釈等の一部改正並びにそれらの意見募集について (案) (動的機能保持に関する評価)

平成 29 年 9 月 20 日
原子力規制庁

1. 背景と経緯

(1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)において、耐震重要施設に対しては、「基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していること」を要求している。

具体的には、耐震重要施設を構成する主要設備又は補助設備に属する機器のうち、地震時又は地震後に機能保持が要求される動的機器(以下単に「動的機器」という。)については、耐震設計に係る工認審査ガイド(以下「耐震工認審査ガイド」という。)において、「基準地震動 S_s を用いた地震応答解析結果の応答値が動的機能保持に関する評価基準値を超えていないこと」を定めており、その確認内容として、動的機器の地震応答解析結果の応答値が、原子力発電所耐震設計技術指針(以下「JEAG4601」という。)の規定を参考に設定されている評価基準値を超えていないこととしている。

(2) しかしながら、JEAG4601 においては、評価対象の動的機器が JEAG4601 の適用範囲と大きく異なる場合の検討(以下「新たな検討」という。)の方法及び地震応答解析結果の応答加速度(以下「評価用加速度」という。)が JEAG4601 に規定する、既往研究で機能維持の確認がなされた入力又は応答加速度(機能確認済加速度)を上回る場合の検討(以下「詳細検討」という。)の方法において明確になっていない動的機器があり、従前の審査においては、これらに対する標準的な確認方法を明らかにしていなかった。そこで、平成 29 年 7 月 20 日第 488 回の原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(以下「審査会合」という。)において、関西電力株式会社に対し動的機器の機能維持評価の方針を説明するように求め、同社は大飯発電所 3, 4 号機の工事計画認可申請のうち動的機器について、新たな検討を要する機器(ポンプ)、詳細検討を要する機器(ファン)を対象に、JEAG4601 における動的機器の耐震性評価方法の元となった、原子力発電耐震設計特別調査委員会(社団法人 日本電気協会)の成果を参考に対象機器の異常要因分析を実施し、当該分析に基づき抽出した評価項目における算出値が評価基準値を超えていないことを確認することにより当該動的機器の機能維

持を説明した。また、同会合において、更田委員長代理から、動的機器のうち新たな検討又は詳細検討を要する機器について、事務局において今回実施した確認方法を整理する作業を進め、既に新規制基準適合を確認した原子力発電所の工事計画についても確認するよう指示を受けた。

- (3) また、平成29年8月10日第495回の審査会合において、JEAG4601に規定している耐震設計評価手法の適用に当たって、配管で支持された弁の動的機能維持評価については、当該配管の地震応答により、当該弁に係る評価用加速度の増加が考えられる場合には、既往の研究等を参考に一定の余裕を見込むこととした。
- (4) 以上の審査経験を通じて明らかになった、工事計画の審査における確認方法について、技術基準適合性を判断するための一つの方法として明確化するため、技術基準解釈及び耐震工認審査ガイドを改正する。

2. 解釈等の主な改正内容

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈【別紙1】
技術基準解釈第5条において、動的機器の機能維持の確認方法を明確化する。なお、重大事故等対処施設については、技術基準解釈第50条において、第5条に準ずるものとしていることから、変更はない。
- (2) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈【別紙2】
研究開発段階発電用原子炉についても、動的機器の機能維持の確認方法を明確化する必要があることから、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「研開炉技術基準解釈」という。）に対し、実用発電用原子炉と同様の改正を行う。
- (3) 耐震設計に係る工認審査ガイド【別紙3】
JEAG4601 上、動的機器の機能維持に係る具体的な評価方法が規定されていない場合、新たな検討及び詳細検討として、既往の研究等を参考に異常要因分析を実施し、当該分析に基づき抽出した評価項目が評価基準値を超えていないことを求める。また、配管で支持された弁等の機器の動的機能維持評価に当たっては、当該配管の地震応答により、当該機器に係る評価用加速度の増加が考えられる場合には、その影響を考慮し、一定の余裕を見込むことを求める。

3. 意見募集の実施

本件は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等に定める「審査基準又は処分基準」に該当する技術基準規則解釈及び研開炉技術基準解釈の一部改正であることから、行政手続法第39条第1項の規定に基づく意見募集を実施する。

耐震工認審査ガイドについては、行政手続法に定める命令等に該当しないが、任意の意見募集を実施する。

4. 解釈及びガイドの施行日等

委員会決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。

施行日前に既に新規制基準適合性に係る工事計画の認可を受けた実用発電用原子炉施設に対する改正後の解釈及びガイドの適用については、施行日から約1年の間（以下「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、当該施設の設置者は、当該工事計画に本改正の内容に係る記載を加えるため、経過措置期間中に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9の規定に基づく工事計画の認可又は変更の認可を受けるものとする。

5. 今後の予定

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ○意見公募の実施 | 平成29年9月21日（木）から10月20日（金）までの30日間（予定） |
| ○原子力規制委員会決定 | 平成29年11月頃（予定） |
| ○施行 | 平成29年11月頃（予定） |

別紙

- | | |
|-----|--|
| 別紙1 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正（案）新旧対象条文 |
| 別紙2 | 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正（案）新旧対象条文 |
| 別紙3 | 耐震設計に係る工認審査ガイドの一部改正（案） |